

入 湯 税

預 り 書

指 宿 市		年度									
	特徴番号	号									
所在地											
屋号											
特別徴収義務者											
年 月分税額	千	百	十	万	千	百	十	円			
督 促 手 数 料											
延 滞 金											
合 計											
納期限 年 月 日											
上記のとおり預りました。											
(金融機関保管)	領 収 日 付 印										

入 湯 税

納 入 書

指 宿 市		年度									
	特徴番号	号									
所在地											
屋号											
特別徴収義務者											
年 月分税額	千	百	十	万	千	百	十	円			
督 促 手 数 料											
延 滞 金											
合 計											
納期限 年 月 日											
上記のとおり納入します。											
入 湯 税 (市保管)	領 収 日 付 印										

(表)

入 湯 税

領 収 証 書

指 宿 市		年度									
	特徴番号	号									
所在地											
屋号											
特別徴収義務者											
年 月分税額	千	百	十	万	千	百	十	円			
督 促 手 数 料											
延 滞 金											
合 計											
納期限 年 月 日											
上記のとおり納入します。											
(納税者保管)	領 収 日 付 印										

この領収証書は5年間大切に保管してください。

## 延滞金及び滞納処分

延滞金は納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までは年7.3%（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、各年の特例基準割合（※）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を税額に乗じて計算します。ただし各期の税額が2千円未満のときは全額を、千円未満の端数があるときはその端数をそれぞれ切り捨てて計算します。また、算出した延滞金の金額が千円未満のときは全額を、百円未満の端数があるときはその端数を切り捨てます。なお、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることがあります。

※特例基準割合：各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合

## 納税場所

指宿市役所内公金取扱所 九州労働金庫  
いぶすき農業協同組合  
株式会社 鹿児島銀行  
株式会社 南日本銀行  
鹿児島信用金庫  
鹿児島相互信用金庫 九州内のゆうちょ銀行又は郵便局  
(沖縄県を除く)

入湯税についてご不明な点がある場合には、  
ご遠慮なく指宿市税務課へお問い合わせください。

指宿市役所 税務課

電話 (0993) 22-2111